平成２６年度

介護福祉士等修学資金のご案内

**１　修学資金貸付制度とは**

この制度は，茨城県内の社会福祉士及び介護福祉士の確保を図り，福祉の増進に資するため，社会福祉士または介護福祉士養成施設の在籍者を対象に修学資金を貸付ける制度です。

**２　申請要件**

次のいずれの要件も満たしている方が申請できます。

1. 実務者養成施設等に在籍していること。

（２）卒業（修了）した日又は業務に従事する期間が３年に達した日のいずれか遅い日から１年以内に，茨城県内の社会福祉施設等において，介護福祉士としての仕事に従事しようとする意思があること。

（３）学業成績が優秀であること。

　　　但し，離職者訓練による介護福祉士訓練の受講者，日本学生支援機構奨学金借受人，生活福祉資金及び母子福祉資金の修学資金の借受人，母子家庭高等技能訓練促進費受給者など，他の国庫補助事業等を活用している者は，**貸付対象外**となります。

**３　受付期間**

第１期　　平成２６年　７月１５日（火）まで（平成２６年４月１日～平成２６年５月３０日入学者）

第２期　　平成２６年１０月１５日（水）まで

第３期　　平成２７年　１月１５日（水）まで

　　　第４期　　平成２７年　３月１５日（金）まで

**※本年度の貸付予算に達し次第受付終了となります。**

**４　貸付金額**

　　　実務者研修２００，０００円以内（貸付決定後、一括にて支払い）

**５　貸付けの決定**

貸付申請書を受理した後，提出書類を審査のうえ修学資金貸付の適否を決定し，結果をお知らせします。

**６　返還について**

修学資金は，返還の免除事由に該当する場合を除いて，５年以内の期間（返還開始が猶予されたときは，この期間と猶予された期間を合算した期間）内に，月賦，半年賦の均等払又は，一括払の方法により返還することとなります。

**７　返還の免除等**

養成施設を修了後すぐに介護福祉士の免許を取得し，卒業後１年以内に，県内の社会福祉施設等において介護福祉士としての仕事に就いた場合で，引き続き５年間業務に従事したとき修学資金の返還債務が免除されます。ただし，県内の過疎地域において業務に従事した場合または中高年離職者（養成校入学時に４５歳以上で離職して２年以内の者）が業務に従事した場合においては，３年間となります。

＜県内過疎地域＞　大子町

常陸太田市のうち旧里美村・旧水府村・旧金砂郷町にあたる地域

常陸大宮市のうち旧山方町・旧美和村・旧緒川村・旧御前山村にあたる地域

城里町のうち旧七会村にあたる地域

**８　申請手続き　提出書類**

|  |  |
| --- | --- |
| ア　修学資金貸付申請書 | 第1号様式 |
| イ　養成施設等長の推薦書 | 第2号様式 |
| ウ　世帯全員の住民票の  写し | 本人の氏名等のみが記載されている住民票の写しではなく，同居家族全員の氏名等が記載　されている住民票の写し（住民票謄本）になります。  １人暮らしなど生計を支える者（両親等）と別居している場合は，本人の住民票謄本に加え，生計支持者の住所の住民票謄本も必要となります。  **※注１**　戸籍抄本・戸籍謄本ではありません。  住民登録のある市役所・町村役場の住民担当課などで発行されます |
| エ　在学する養成施設等  の学業成績証明書 | 学業成績証明書の発行ができない者については、高等学校等直近の成績証明書とします。また、卒業後の年数が経過し成績証明書の提出ができない者については、その旨を記載した理由書(様式不問)及び卒業証書（写）を提出してください。 |
| オ　市町村長が発行した申請者の生計を支える者の前年所得証明書 | ◇平成26年度の申請には平成25年の所得証明書（内容：平成25年1月から12月分の所得が分かるもの）が必要です。  **※注２**　源泉徴収票・非課税証明書ではありません。  平成25年1月1日現在に住所登録のあった市役所・町村役場の市町村民税を扱う課などで発行されます。なお，所得のない人には「所得なし」，「非課税」，「課税台帳に記載なし」，などの証明となります。 |

　　◆連帯保証人

貸付契約に際して連帯保証人２名が必要ですので，申請時に選定しておいて下さい。

連帯保証人は，修学資金貸付期間中及び返還免除期間が満了するまで，貸付を受けた者と同等の義務を負うことを考慮の上，お選びください。このことから，契約時に決めた連帯保証人は特別の事情がない限り，変更しないようにお願いします。また，契約の際には実印による押印と印鑑証明書の添付が必要となりますので，連帯保証人の方にご了解いただくようお願いします。

連帯保証人の要件は，次のとおりです。

|  |
| --- |
| ア 独立の生計を営む者であること。  イ　２名のうち，原則として１名は茨城県内に住所を有する者であること。  ウ　申請者が未成年者の場合（基準日：４月１日）は，１名は必ず法定代理人（両親のいずれか）とすること |

９　問い合わせ及び書類の提出先

〒３１０－８５８６　茨城県水戸市千波町１９１８

　　　茨城県社会福祉協議会　福祉人材・研修部　介護福祉士等修学資金担当

　　　　ＴＥＬ：０２９―２４４―４５４４

※申請書は各養成施設の修学資金担当の先生を通じて提出して下さい。